

平成二十年三月十一日受領
答弁第一三〇号

内閣衆質一六九第一三〇号

平成二十年三月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員内山晃君提出不正な標準報酬月額訂正と被保険者資格の遡及喪失手続きに関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出不正な標準報酬月額訂正と被保険者資格の遡及喪失手続きに関する質問に対する答弁書

一について

社会保険庁としては、お尋ねの事業所数及び被保険者数は把握していない。なお、社会保険庁としては、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に遡^そ及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正が行われ、当該記録訂正に合理的な理由が認められないと年金記録確認第三者委員会が判断し、総務大臣があつせんした十六件の事案について、遡及して当該記録訂正が行われた理由等を調査しているところであり、その結果を踏まえて必要な対策を講じてまいりたい。